## 事業やお店を始められる方へ

## 事前に火災予防課へ相談してください!!

- ○建物所有者を変更するとき
- 〇建物の増改築、改修をするとき
- ○建物の用途を変更するとき
- 〇テナントを入れ替えるとき
- 〇店舗等を開業するとき
- 〇内装を変更するとき

...etc



事前の届出や、新たに消防 用設備等の設置が必要にな る場合があります!

## 必要な届出書類(例)

届出書	届出義務者	届出書の概要
防火対象物使用開始(変更)届出	経営者	建物又はテナントを使用(変更)する前に、当該部分の詳
		細を消防長に届出するものです。
工事整備対象設備等着工届出書	消防設備士	自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の工事を要する
		設備の工事前に消防長に対し届出するものです。
消防用設備等設置届出書	関係者	消防用設備等の設置が完了後に消防長に対し届出する書
		類です。当該書類に基づき完成検査を行います。
火を使用する設備等の設置届出書	経営者	変電設備、ボイラー等、火を使用する設備の工事前に消防
		署長に届出するものです。
防火・防災管理者選任(解任)届出書	経営者	防火・防災管理業務の責任者となる者を選任(解任)した
		旨を消防署長に届出するものです。
消防計画作成(変更)届出書	経営者	火災予防対策、火災発生時の被害軽減対策等に関する計画
		を消防署長に届出するものです。

- ※1 上記の届出書は柏市消防局のホームページからダウンロードできます。
- ※2 工事内容等により、上記以外の届出が必要になる場合もあります。
- **※3** これらの届出は、建物からの出火防止及び被害の軽減のために消防法や柏市火災予防条例で義務付けられているものです。
- ※4 上記のほか、建築基準法や旅館業法等、消防法以外の法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※5 届出を怠った場合、罰せられるおそれがあります。



事前相談は、柏市消防局 火災予防課へ

受付時間:土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く。)

※ 検査等により不在となることがあるため、事前にお電話くださいますようお願いします。

## 消防署への届出の流れ(例)

事業所やお店を開業する際には、消防法や柏市火災予防条例に基づき、各種届出が必要になります。 (届出書類は、事業内容、工事内容等によって異なります。)

下記のフロー図を参考に、計画時に火災予防課へ事前相談を行ってください。



- 必要となる消防用設備等,営業開始までの手続き等を確認してください。
- 平面図等の内容が分かる資料を持参してください。
- 2 各種届出
- 事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。
  - 防火対象物使用開始(変更)届
  - 工事整備対象設備等着工届出書
  - 火を使用する設備等の設置届出書
  - 工事中の消防計画作成届出書
- 届出書の内容によって、訂正していただくこともありま すので、早めの届出をお願いします。
- 工事完了に伴い、必要となる届出書を提出してください。(消防用設備等設置届出書)
- 工事完了後,届出書を基に消防職員が現地確認を行います。火災予防課に連絡し、現地確認の日程調整を行ってください。

※工事内容等により中間検査を実施することもあります。

4 現地確認

3 工事完了

- 火災予防課の現地確認を受け、消防法令に適合しているか、火災予防ト支障がないかチェックを受けてください。
- 5 指示事項の是正
- 現地確認で指摘を受けた事項を是正し、火災予防課に報告してください。

※是正内容により再検査を行うことがあります。

6 営業開始



- 営業が開始されれば、消防用設備等の点検報告を行う等 適正に防火管理を実施してください。
- 営業後も、必要に応じ<mark>消防署が立入検査</mark>を行うことがあります。
- 7 防火管理者の選任
- 防火管理者の選任が義務付けられる事業所等の場合, 消防署へ選任等の届出を行ってください。
  - 防火•防災管理者選任(解任)届出書
  - 消防計画作成(変更)届出書
- 従業員等に対して、事業所内の防火安全体制について、 教育を行うとともに、消防訓練を実施してください。

あくまで一例ですので、わからないことがありましたら火災予防課に問い合わせをしてください。



柏市消防局 火災予防課(屆:04-7133-8792)